仙北中央漁業協同組合
内共第７号第五種共同漁業権
遊漁規則

（目的）

第１条　この規則は、仙北中央漁業協同組合（以下「漁協」という。）の有する内共第７号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、いわな、やまめ、こい・ふな、やつめ及びうぐいをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

（遊具の承認及び遊漁料の納付義務）

第２条　漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、漁協に申請してその承認を受けなければならない。

２　前項の規定による申請は、遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出しなければならない。

３　漁協は、第一項の規定による申請があったときは、手釣又は竿釣による遊漁の場合には第12条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第１項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第12 条に規定する場合を除き、第１項の承認をするものとする。

４　遊漁者は、直ちに、第７条第１項の遊漁料を同条第２項の方法により漁協に納付しなければならない。

（漁具、漁法の制限）

第３条　次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模・条件の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規模・条件
刺し網	網目３cm以上
投網・四つ手網	網目1.5cm以上

（遊漁期間）

第４条　次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚　　種	期　　間
あゆ	7月1日から10月31日まで
いわな・やまめ	4月1日から8月31日まで
こい・ふな うぐい	1月1日から12月31日まで
やつめ	3月1日から11月30日まで

（禁止区域）

第５条　前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。

区域	期間
大仙市松倉頭首工の上流660m、下流100mの区域	1月1日から12月31日まで
玉川橋から下流雄物川の合流点までの区域	10月1日から12月31日まで
下袋河原上流起点より上流でのコロガシ漁法	7月1日から12月31日まで

（全長制限）

第６条　次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
ふな・うぐい	10cm
こい・いわな・やまめ	15cm
やつめ	30cm

（遊漁料の額及び納付方法）

第７条　遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が中学校生徒以下及び肢体不自由者（身体障害者手帳３級以上）のときは無料とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、500円を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料
あゆ	手釣・竿釣	日券1,200円　年券7,000円
	投網	日券2,000円　年券8,000円
いわな・やまめ	手釣・竿釣	日券1,000円　年券6,000円
こい・ふな うぐい	手釣・竿釣	日券1,200円　年券7,000円
	刺し網	日券2,000円　年券10,000円
	四つ手網	日券2,000円　年券10,000円
	投網	日券2,000円　年券10,000円
	やす突	日券2,000円　年券10,000円
やつめ	やす突	日券1,000円　年券5,000円
全魚種	手釣・竿釣	日券2,000円　年券8,000円

２　遊漁料は、次に掲げる場所において納付しなければならない。ただし、手釣・竿釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

（１）小林時計店　　大仙市神宮寺本郷野７１－１

（２）セブン・イレブン大仙長野店　　大仙市長野紫島５２－１

（３）ファミリーマートなかせん町店　　大仙市鑓見内字幕林２４７

（４）ファミリーマートうぐいすの店　　大仙市下鴬野字上中嶋４６－１

（５）藤村 一男　　大仙市長野字柳田１４０－１

（６）渡部 共治　　大仙市長野字新町４２

（７）小林 堅治　　大仙市北楢岡布田谷地１１８－１

（８）佐々木 国男　　大仙市花館字間倉洲崎１９－２

（遊漁承認証に関する事項）

第８条　漁協は、第２条第１項の承認をしたときは、別記様式第１号による遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

２　遊漁承認証の交付は、前条第２項に規定する場所、又は漁場監視員において行うものとする。

３　遊漁承認証は他人に貸与してはならない。

（県内共通遊漁の承認に関する事項）

第９条　この漁場区域及びア表に掲げる全ての漁場区域において、イ表左欄の水産動物を同表中欄の漁具・漁法を使用して遊漁しようとする者は、第２条、第７条及び第８条の規定にかかわらず、あらかじめ、イ表右欄の１年当たりの遊漁料を納付し、当該遊漁について秋田県内水面漁業協同組合連合会（以下「漁連」という。）の承認を受けなければならない。

ア表

漁場区域（漁業権番号）
内共第１号から内共第２５号まで （ただし、内共第１３号、内共第２２号を除く）

イ表

水産動植物	漁具・漁法	遊漁料（１年）
いわな・やまめ	手釣り・竿釣り	２０，０００円

２　前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、次の場所又は漁連が指定するオンラインシステムにおいて行うものとする。

（１）秋田県内水面漁業協同組合連合会及び同会の指定する販売所

３　第１項の遊漁承認証に記載する事項は秋田県内水面漁業協同組合連合会の定めるものとする。

（遊漁に際して守るべき事項）

第10条　遊漁者は、遊漁をする場合には遊漁承認証を携行し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

２　遊漁者は、遊漁に際しては漁場監視員の指示に従わなければならない。

３　遊漁者は、遊漁に際しては相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

４　遊漁者は、漁協が漁業法（昭和24 年法律第267 号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

（漁場監視員）
第11条　漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

２　漁場監視員は、別記様式第２号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

（違反者に対する措置）
第12条　漁協は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

（外来魚の再放流の禁止）
第13条　採捕された外来魚（オオクチバス、コクチバス、ブルーギル及びブラウントラウト等）は、再放流（リリース）してはならない。

（付則）　この規則は、令和８年１０月２１日から施行する。